

稲敷市いのちとこころの相談支援事業の流れ

- 1 関係機関による自殺未遂者等の発見
 - ・警察官による対応
 - ・警察官の非対応（例：直接、医療機関に受診。自己治療後に相談事業所へ相談。救急出場したが、本人の拒否により警察への通報を要しなかった場合等）
- 2 自殺未遂等をした本人、又は親族等へ、市の「こころの相談」の紹介。相談支援を受ける希望の有無を確認し、希望があった場合の情報提供に関する同意や提供の要望を取得。
 - ・情報の範囲（氏名・住所・生年月日・連絡先・自殺未遂の様態・現在の状態等、市の担当者が自殺を再び企図しないよう相談介入する際に必要と判断できる情報）
 - ・同意や要望の取得方法（口頭及び書面どちらかの方法による取得かは関係機関の判断）
 - ・同意や要望が取れた本人、又は親族等へ市にどの情報を提供するのか伝える
- 3 関係機関から市への情報提供
- 4 市の担当者による連絡・訪問
 - ・連絡を受けたことを伝え、相談を希望するのか再度確認。
 - ・話を聴き、今後どうしていけばいいのか一緒に考えると伝える。
 - ・本人や家族の気持ちに寄り添いながら、自殺リスクアセスメントシートや相談基礎票（アセスメント票）の内容を聴く
 - ・課題や問題によって専門機関（医療機関、多重債務の相談先、労働に関する相談先、生活保障に関する相談先等）へ市の担当者が予約や同伴できることを伝える。また、専門機関だけでなく、市の担当による家族間調整や継続相談等の支援ができることも伝える。
- 5 本人・家族による相談支援により表出された希望の支援を実施
- 6 支援実施後の確認（モニタリング）
- 7 相談支援事業の終了
 - ・自殺の再企図の可能性が低くなったと認められる場合
 - ・他の機関等での支援が継続されていると認められる場合
 - ・その他市長が認める場合（例：担当者への業務妨害、支援の拒否、自死の完遂等）

※ 関係機関：警察署、消防署、保健所、医療機関、社会福祉協議会、指定特定相談支援事業所
委託相談支援事業委託事業所、指定短期入所事業所、その他市長が認める機関